



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市家庭児童相談室設置規則の一部を改正する規則……………(児童福祉課) …… 2
- ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則…(企画広報課) …… 3

訓令

- 大和高田市地域防災計画改訂等業務事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(自治振興課) …… 3
- 大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(病院総務課) …… 3
- 大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(改革推進局) …… 4

告示

- 大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱……………(学校教育課) …… 4
- 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)の要領の公表…(財政課) …… 23
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) …… 25
- 大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示……………(病院総務課) …… 26
- 違反広告物の除却・保管……………(都市計画課) …… 26
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) …… 26
- 12月市議会定例会の招集……………(財政課) …… 27
- 公示送達……………(収納対策室) …… 27
- 公示送達……………() …… 27
- 公示送達……………() …… 28

公告

- 平成29年度大和高田市職員採用試験(医療職)の実施……………(病院総務課) …… 28
- 奥田地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) …… 30
- 藤森地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() …… 33
- 中今里町地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() …… 35
- 出地内用排水路改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() …… 38
- 公売公告兼見積価額公告……………(収納対策室) …… 41
- 公売公告兼見積価額公告……………() …… 42
- 公売公告兼見積価額公告……………() …… 44
- 市営住宅の入居者の公募……………(営繕住宅課) …… 46

教育委員会

- 婦人学級開設に関する規則を廃止する規則……………(生涯学習課) …… 49
- 電子公印の使用……………(教育総務課) …… 49
- 教育委員会11月定例委員会の招集……………() …… 49

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) …… 50

○選挙管理委員会の招集……………(〃) …… 50

○選挙管理委員会の招集……………(〃) …… 50

農業委員会

○農業委員会12月定例委員会の招集……………(農業委員会) …… 50

公営事業

○公共下水道の供用及び処理開始に関連する図面の縦覧……………(下水道課) …… 51

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(土庫)に関する条件付き
一般競争入札公告……………(水道総務課) …… 51

○敷枝池田地内管渠工事(68)に関する条件付き一般競争入札公
告……………(下水道課) …… 54

○測量業務委託(大中・日之出東本町)に関する条件付き一般競争
入札公告……………(水道総務課) …… 57

規 則

規則第22号の2

大和高田市家庭児童相談室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市家庭児童相談室設置規則の一部を改正する規則

大和高田市家庭児童相談室設置規則(平成17年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条中「福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち、主として専門的技術を必要とする業務」を「次に掲げる事項について、相談業務」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 家庭における児童養育の技術に関する事項
- (2) 児童に係る家庭環境に関する事項
- (3) その他家庭児童福祉に関する事項

第4条第1項第1号中「1名」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 児童福祉相談員

第4条第1項第3号中「1名」を削り、同条第2項中「福祉事務所」を「児童福祉課」に改め、同条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

(資格)

第5条 児童福祉支援員は、人格が円満で社会的信望があり、健康で児童家庭相談に熟意を持つ者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項第2号、第4号又は第5号に規定する者
- (2) 保健師
- (3) 看護師
- (4) 助産師
- (5) 保育士
- (6) 教育免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を有する者

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出し中「家庭相談員」を「児童福祉支援員」に改め、同条第1項及び第2項中「家庭相談員」を「児童福祉支援員」に改め、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第9条第1項を次のように改める。

相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、幼稚園、保育所、警察、児童委員その他関係機関との連絡協調を緊密に図るものとする。

第9条中第2項を削り、同条第3項中「福祉事務所長」を「市長」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則第30号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（記念品の贈呈）

第5条 市長は、1回当たりの寄附金の額が10,000円以上の寄附者に対し、記念品の贈呈を行うものとする。ただし、寄附者が記念品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による寄附金の贈呈は、1人につき1年度内1回を限度とする。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

訓 令

訓令第6号

大和高田市地域防災計画改訂等業務事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年11月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市地域防災計画改訂等業務事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市地域防災計画改訂等業務事業者選定委員会設置要綱（平成27年訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第7号

大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年11月7日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成26年訓令第14号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第8号

大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年11月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市公共施設等総合管理計画策定業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成28年訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第118号の2

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年9月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けている幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において実施する次条に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「幼稚園型一時預かり事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 奈良県に幼稚園型一時預かり事業の実施の届出をした幼稚園等であること。ただし、市外の幼稚園等にあつては、当該幼稚園等を所管する地方公共団体が、幼稚園型一時預かり事業の実施の届出を受けた幼稚園等とする。
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第36条の35第2号イ、ニ及びホに規定する設備及び教育・保育の基準を満たしていること。
- (3) 施行規則第36条の35第2号ロ及びハに規定する園児の年齢及び人数に応じて当該園児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）の配置に関する基準を満たしていること。
- (4) 教育・保育従事者のうち、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を3分の1以上配置し、かつ、保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者は、次に掲げる者のうち、市町村が適切と認めたものであること。

- ア 次項に規定する研修を修了した者
- イ 小学校教諭普通免許状所有者
- ウ 養護教諭普通免許状所有者
- エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生のうち、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められるもの
- オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭

和24年法律第147号)第10条第1項又は第11条第4項の規定により当該免許状が失効した者を除く。)

2 前項第4号アに規定する研修は、次の各号のいずれかの研修とする。

(1) 子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙子育て支援員研修事業実施要綱の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める一時預かり事業又は地域型保育の専門研修

(2) 家庭的保育事業の実施について(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙家庭的保育事業ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

(補助金の算定基準の対象とする園児)

第3条 補助金の算定基準の対象とする園児は、幼稚園型一時預かり事業を利用する在籍園児で、大和高田市内に住所を有する園児とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該幼稚園等が、施行規則第36条の35第1号の基準を満たし、かつ、一般型一時預かり事業(同号に規定する「一般型一時預かり事業」をいう。)の実施に至らない人数について主として保育所又は幼稚園等に在籍し、又は通所していない園児(以下「非在籍園児」という。)を対象に幼稚園型一時預かり事業と併せて実施する場合は、当該園児のうち大和高田市内に住所を有するものを補助金の対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、幼稚園型一時預かり事業の実施のために必要な人件費、光熱水費、保育材料費その他市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める園児1人当たりの補助基準額に園児の預かり人数を乗じて得た額の合計額(当該額が9,570,000円を超える場合は9,570,000円とする。)を限度とし、前条に規定する経費の総額から他の補助金、利用料、寄付金その他幼稚園型一時預かり事業に係る収入を控除した金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 担当職員名簿(様式第4号)

(4) 幼稚園型一時預かり事業を実施する保育室等の配置図

(5) 幼稚園型一時預かり事業に係る要件に適合することが確認できる書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、その理由を付して大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(事業の計画変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、幼稚園型一時預かり事業の計画を変更しようとするときは、事前に大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金変更承認申請書(様式第7号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、幼稚園型一時預かり事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金中止・廃止届出書(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(立入検査等)

第9条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承認を得た上で、職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、幼稚園型一時預かり事業が完了した日(幼稚園型一時預かり事業が継続して行われている場合は、各年度の末日)の翌日から起算して5日以内に、大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る幼稚園型一時預かり事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金を請求書(様式第13号)により市長に請求する。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 幼稚園型一時預かり事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) その他この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(関係書類の保存期間)

第14条 補助事業者は、幼稚園型一時預かり事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該幼稚園型一時預かり事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

区分	要件	児童1人当たり日額		
1 在籍園児	(1) 基本単価(通常単価)	・平日(長期休業期間中を含む。)に実施する場合(教育時間とあわせて8時間まで)	ア 平日 400円	
		・平日の利用児童数が年間延べ2,000人を超える幼稚園等に適用	イ 長期休業期間(8時間未満) 400円	
			ウ 長期休業期間(8時間以上) 800円	
	(2) 基本単価(小規模施設単価)	・平日(長期休業期間中を含む。)に実施する場合(教育時間とあわせて8時間まで)	・平日の利用児童数が年間延べ2,000人以下の幼稚園等に適用	ア 平日 (1,600,000÷平日(長期休業期間中を除く)年間延べ利用児童数) - 400円
				イ 長期休業期間(8時間未満) 400円
				ウ 長期休業期間(8時間以上) 800円
	(3) 休日単価	土曜日、日曜日及び国民の休日に実施する場合(8時間まで)	800円	
	(4) 長時間加算単価	8時間を超えて実施した場合の加算額 ※ただし、1(1)イ及び1(2)イについては4時間を超えた場合()内は超えた利用時間	100円(2時間未満)	
			200円(2時間以上3時間未満)	
			300円(3時間以上)	
2 非在籍園児	(1) 基本単価	実施時間が8時間までの場合	800円	
	(2) 長時間加算単価	8時間を超えて実施した場合の加算額 ()内は超えた利用時間	100円(2時間未満)	
			200円(2時間以上3時間未満)	
			300円(3時間以上)	

備考

補助基準額に10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

施設名
所在地
設置者名
代表者名

印

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 交付申請額 金 円

(2) 算出の基礎 大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱に基づく

2 幼稚園型一時預かり事業の開始日及び完了予定日
 年 月 日 ~ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 担当職員名簿
- (4) 幼稚園型一時預かり事業を実施する保育室又は遊戯室の配置図
- (5) 幼稚園型一時預かり事業に係る要件に適合することが確認できる書類

様式第2号(第6条関係)

施設名	
-----	--

事業計画書

1 在籍園児

①平日(長期休業日を除く)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実施日数								
延べ利用園児数								
うち、延長 時間分加 算対象延 べ園児数 (※1)	通常時間分を超えての 利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての 利用時間が2時間以上3時間未 満							
	通常時間分を超えての 利用時間が3時間以上							
区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数								
延べ利用園児数								(ア)
うち、延長 時間分加 算対象延 べ園児数 (※1)	通常時間分を超えての 利用時間が2時間未満							(イ)
	通常時間分を超えての 利用時間が2時間以上3時間未 満							(ウ)

満								
通常時間分を超えての利用時間が3時間以上								(エ)

(※1) 幼稚園型一時預かり事業を教育時間前後に4時間又は教育時間との合計時間が8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
教育時間前の一時預かり	時 分	時 分	時間 分
教育時間後の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

②平日(長期休業日)

ア 利用時間が8時間未満

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実施日数							
延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※2)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上						
区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数							
延べ利用園児数							(オ)
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※2)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						(カ)
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満						(キ)
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上						(ク)

(※2) 幼稚園型一時預かり事業を4時間を超えて利用した園児が対象

イ 利用時間が8時間以上

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実施日数								
延べ利用園児数								
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※3)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							
区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数								
延べ利用園児数								(ケ)
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※3)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							(コ)
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							(ク)
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							(シ)

(※3) 幼稚園型一時預かり事業を8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
長期休業日の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

③休日(土曜日・日曜日・祝日等)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日数							
延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※4)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が2						

	時間以上3時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							
	区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	実施日数							
	延べ利用園児数							(ス)
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※4)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							(セ)
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							(ソ)
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							(タ)

(※4) 幼稚園型一時預かり事業を8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
休日の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

2 非在籍園児

	区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	実施日数							
	延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※5)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							
	区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	実施日数							

延べ利用園児数							(f)
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※5)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						(g)
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満						(h)
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上						(i)

(※5) 幼稚園型一時預かり事業を8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
非在籍園児の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

補助単価ごとの人数及び補助金額

区 分		補助単価	人数	補助金額	備 考
在籍園児	基本単価	平日	円	人	円
		長期休業期間(利用時間8時間未満)	円	人	円
		長期休業期間(利用時間8時間以上)	円	人	円
	休日単価		円	人	円
	長時間加算単価	基本単価分を超えて利用した時間が2時間未満	円	人	円
		基本単価分を超えて利用した時間が2時間以上3時間未満	円	人	円
基本単価分を超えて利用した時間が3時間以上		円	人	円	
非在籍園児	基本単価		円	人	円
	長時間加算単価	基本単価分を超えて利用した時間が2時間未満	円	人	円
		基本単価分を超えて利用した時間が2時間以上3時間未満	円	人	円
		基本単価分を超えて利用した時間が3時間以上	円	人	円
合計				円	

様式第3号(第6条関係)

施設名	
-----	--

収支予算書

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
本事業補助金		人件費	
利用者負担額		保育材料費	
その他補助金・委託料		光熱水費	
		その他	
合計	() …①	合計	() …②
収支予算額 (①-②)			

- ※1 収入の部・支出の部ともに、専ら幼稚園型一時預かり事業に要した金額のみを記入すること。
- ※2 人件費については、幼稚園型一時預かり事業に専任として担当する職員について記載し、退職金は除くこと。
- ※3 予算は、当該年度の4月1日から3月31日までの事業に係るものとする。
- ※4 一時預かり経費から減価償却額を除くこと。

様式第4号(第6条関係)

施設名	
-----	--

担当職員名簿

(幼稚園型一時預かり事業専任担当職員要件)

- ① 幼稚園教諭、保育士又は市町村長等が行う研修を終了した者であること。
- ② 公定価格で措置される施設型給付の対象となる職員ではないこと。
- ③ 施設の設置者が直接雇用している者であること(派遣職員は不可)。
- ④ 幼稚園型一時預かり事業を実施する時間においては、専ら当該事業を担当する職員であること(常勤・非常勤は問わない)。

※名簿には、幼稚園型一時預かり事業に従事する職員及び幼稚園等の職員において、当該事業を支援する職員について全て記入してください。

No.	職員氏名	資格等			勤務形態			
		幼稚園教諭	保育士	市町村長等が行う研修を終了した者	勤務日数(週あたり)	勤務時間(週あたり)	常勤	非常勤
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※ 幼稚園型一時預かり事業専任担当職員に係る教員免許、保育士資格等の写しを添付すること。

様式第5号(第7条関係)

大和高田市指令 第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金については、下記のとおり交付することとしたので、通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の交付の条件

様式第6号(第7条関係)

大和高田市指令 第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、通知します。

(交付しない理由)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

施 設 名
所 在 地
設 置 者 名
代 表 者 名 印

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大和高田市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた幼稚園型一時預かり事業について、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

2 既に交付決定を受けた補助金額

交付決定額	金	円
3 補助金交付変更申請額		
交付変更申請額	金	円
4 添付書類		
(1) 事業計画書		
(2) 収支予算書		
様式第8号(第8条関係)		
		年 月 日
大和高田市長	様	
	施 設 名	
	所 在 地	
	設 置 者 名	
	代 表 者 名	印
大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金中止・廃止届出書		
年 月 日付け大和高田市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた幼稚園型一時預かり事業について、当該事業の中止・廃止を次のとおり届け出します。		
(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))		
様式第9号(第10条関係)		
		年 月 日
大和高田市長	様	
	施 設 名	
	所 在 地	
	設 置 者 名	
	代 表 者 名	印
大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書		
年 月 日付け大和高田市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた幼稚園型一時預かり事業について、下記のとおり報告します。		
記		
1 幼稚園型一時預かり事業の名称	大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金	

2 補助金額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支予算書

様式第10号(第10条関係)

施設名	
-----	--

事業実施報告書

1 在籍園児

①平日(長期休業日を除く)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実施日数								
延べ利用園児数								
うち、延長 時間分加 算対象延 べ園児数 (※1)	通常時間分を超えての 利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての 利用時間が2時間以上3時間未 満							
	通常時間分を超えての 利用時間が3時間以上							
区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数								
延べ利用園児数								
うち、延長 時間分加 算対象延 べ園児数 (※1)	通常時間分を超えての 利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての 利用時間が2時間以上3時間未 満							
	通常時間分を超えての 利用時間が3時間以上							

(※1) 幼稚園型一時預かり事業を教育時間前後に4時間又は教育時間との合計時間が8時間を超え

て利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
教育時間前の一時預かり	時 分	時 分	時間 分
教育時間後の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

②平日(長期休業日)

ア 利用時間が8時間未満

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実施日数							
延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※2)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上						
区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数							
延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※2)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上						

(※2) 幼稚園型一時預かり事業を4時間を超えて利用した園児が対象

イ 利用時間が8時間以上

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日数						

延べ利用園児数								
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※3)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							
区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施日数								
延べ利用園児数								
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※3)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							

(※3) 幼稚園型一時預かり事業を8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
長期休業日の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

③休日(土曜日・日曜日・祝日等)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日数							
延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※4)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満						
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満						
	通常時間分を超えて						

	ての利用時間が3時間以上							
	区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	実施日数							
	延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※4)	通常時間分を超えての利用時間が2時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	通常時間分を超えての利用時間が3時間以上							

(※4) 幼稚園型一時預かり事業を8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
休日の一時預かり	時 分	時 分	時間 分

2 非在籍園児

	区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	実施日数							
	延べ利用園児数							
うち、延長時間分加算対象延べ園児数(※5)	基本単価分を超えての利用時間が2時間未満							
	基本単価分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	基本単価分を超えての利用時間が3時間以上							
	区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	実施日数							
	延べ利用園児数							
うち、延長時間分加	基本単価分を超えての利用時間が2							

算対象延べ園児数 (※5)	時間未満							
	基本単価分を超えての利用時間が2時間以上3時間未満							
	基本単価分を超えての利用時間が3時間以上							

(※5) 幼稚園型一時預かり事業を8時間を超えて利用した園児が対象

【一時預かり実施時間】

区 分	開始時刻 (A)	終了時刻 (B)	実施時間 (B-A)
一時預かり	時 分	時 分	時間 分

補助単価ごとの人数及び補助金額

区 分		補助単価	人数	補助金額	備 考
在籍園児	基本単価	平日	円	人	円
		長期休業期間(利用時間8時間未満)	円	人	円
		長期休業期間(利用時間8時間以上)	円	人	円
	休日単価		円	人	円
	長時間加算単価	基本単価分を超えて利用した時間が2時間未満	円	人	円
		基本単価分を超えて利用した時間が2時間以上3時間未満	円	人	円
基本単価分を超えて利用した時間が3時間以上		円	人	円	
非在籍園児	基本単価		円	人	円
	長時間加算単価	基本単価分を超えて利用した時間が2時間未満	円	人	円
		基本単価分を超えて利用した時間が2時間以上3時間未満	円	人	円
		基本単価分を超えて利用した時間が3時間以上	円	人	円
			合計	円	

施設名

収支決算書

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
本事業補助金		人件費	
利用者負担額		保育材料費	
その他補助金・委託料		光熱水費	
		その他	
合計	() …①	合計	() …②
収支決算額 (①-②)			

- ※1 収入の部・支出の部ともに、専ら幼稚園型一時預かり事業に要した金額のみを記入すること。
- ※2 人件費については、幼稚園型一時預かり事業に専任として担当する職員について記載し、退職金は除くこと。
- ※3 予算は、当該年度の4月1日から3月31日までの事業に係るものとする。
- ※4 一時預かり経費から減価償却額を除くこと。

様式第12号(第11条関係)

大和高田市指令 第 号
年 月 日

様

大和高田市長

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大和高田市指令 第 号にて交付決定した大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金について、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

確定金額 金 円

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

請求書

大和高田市長 様

施設名
所在地
設置者名
代表者名

印

大和高田市幼稚園型一時預かり事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
振込先 金融機関 (コード番号)	金融機関 コード番号	銀行	支店				
		金庫					
		組合					
預金種目		口座番号					

告示第127号の2

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成29年10月23日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年10月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,613,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		115,650	4,600	120,250
	1. 繰越金	115,650	4,600	120,250
20. 市債		1,416,200	26,700	1,442,900
	1. 市債	1,416,200	26,700	1,442,900
補正されなかった科目に係る額		22,052,000	0	22,052,000
歳入合計		23,583,850	31,300	23,615,150

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		4	31,300	31,304
	1. 公共土木施設災害復旧費	4	22,000	22,004
	2. 農林水産業施設災害復旧費	0	9,300	9,300
補正されなかった科目に係る額		23,583,846	0	23,583,846
歳出合計		23,583,850	31,300	23,615,150

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設災害復旧事業	千円 4,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低

				利に借換えすることができる。
土木施設災害復旧事業	22,000	〃	〃	〃
計	26,700			

告示第132号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年11月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年10月3日	1									
平成29年10月4日			2							
平成29年10月5日	1									
平成29年10月20日			1							
平成29年10月24日	1									
平成29年10月27日			1							
平成29年10月31日			2							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年10月5日	道路	大和高田市中三倉堂1丁目地内	1	
平成29年10月5日	道路	大和高田市東中1丁目地内	1	
平成29年10月6日	道路	大和高田市東三倉堂町地内	1	
平成29年10月11日	道路	大和高田市曙町地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後4時

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)

をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。

総額は、1,000円を限度とする。

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第133号

大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成29年11月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示
大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱（平成25年告示第58号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第134号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成29年11月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	(株) アイツーホーム	はり札	1	大字神楽	平成29・10・5	平成29・10・5	雲梯資材置き場

告示第135号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成29年11月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年2月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年8月1日から平成29年8月31日までの間

告示第136号

平成29年12月1日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成29年11月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第137号

平成29年度国民健康保険税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年11月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第3期 平成29年10月30日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第138号

平成28年度国民健康保険税第7期、第8期及び平成29年度国民健康保険税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年11月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成28年度国民健康保険税第7期 平成29年2月23日

平成28年度国民健康保険税第8期 平成29年3月28日

平成29年度国民健康保険税第1期 平成29年8月28日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第139号

平成29年度固定資産税・都市計画税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年11月24日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 この通知の発送年月日

平成29年10月31日

- 2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公告

公告第81号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成29年度大和高田市職員採用試験(医療職)の実施を次のとおり公告する。

平成29年11月13日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	8名	(1) 昭和48年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人。または、平成30年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人
臨床検査技師	1名	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、「臨床検査技師等に関する法律」による臨床検査技師免許を有する人。または、平成30年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人

(1) すべての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

⑤ 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成30年1月13日(土) 午前9時から(受付午前8時40分～)
場所	大和高田市立看護専門学校(大和高田市磯野北町1番1号)
試験の種類	小論文(60分) 口述試験(面接)
合格発表	試験後3週間程度(合否にかかわらず本人に通知します。)

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間:平成29年12月15日(金)から平成29年12月28日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

受付時間:午前9時から午後5時まで(受験票を交付します。)

(2) 受付場所

受付場所:大和高田市立病院 総務課

所在地:奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい(代理可)。

(3) 提出書類 ◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市販A4判	写真 2枚	最終学校 卒業(見込) 証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 臨床検査技師	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒(定形封筒:23.5cm×12.0cm)1通に82円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

①採用予定者 平成30年4月1日付けで採用します。

②採用候補者 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が平成30年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者・採用候補者)から抹消します。

5 給与等について

現行初任給	看護師	・月額 216,400円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額 210,800円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
現行初任給	臨床検査技師	・月額 197,000円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額 190,700円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)

(1) 給料月額は、平成29年4月1日現在の給料表に基づいています。

(2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等がなされています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、お返すことがあります。このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。(ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)
- (5) 採用時には健康診断書を提出してください。
- (6) 試験についての問い合わせ先
大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市(市立病院)職員採用試験委員会事務局」
(Tel 0745-53-2901)

公告第82号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月14日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	奥田地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市 奥田 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月16日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争

<p>認の申請</p>	<p>入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月15日(水)から平成29年11月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年11月15日(水)から平成29年11月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月4日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p>

	<p>(3) 回答期限 平成29年12月6日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年12月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年12月12日(火)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥8,190,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第83号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月17日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	藤森地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市 藤森 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月20日(月)から平成29年11月27日(月)</p>

	<p>まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月28日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年11月20日(月)から平成29年11月30日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月6日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年12月7日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年12月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に</p>

	係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年12月12日(火) 午前9時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,470,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第84号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	中今里町地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市 中今里町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。

	<p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月20日(月)から平成29年11月27日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月28日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年11月20日(月)から平成29年11月30日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月6日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年12月7日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年12月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年12月12日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,780,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第85号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月17日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	出地内用排水路改修工事
2 工事場所	大和高田市 出地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他

	<p>の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月20日(月)から平成29年11月27日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月28日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年11月20日(月)から平成29年11月30日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月6日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年12月7日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年12月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年12月12日(火)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,350,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第86号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成29年11月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり			
2	公 売 の 方 法	入 札			
3	公 売 日 時	参 加 申 込	平成30年1月10日 午後1時00分から平成30年1月23日 午後11時00分まで		
		入 札	平成30年1月30日 午後1時00分から平成30年2月6日 午後1時00分まで		
		開 札	平成30年2月6日 午後1時30分		
4	公 売 場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成30年1月10日 午後1時00分から平成30年1月23日 午後11時00分まで			
7	売 却 決 定	日 時	平成30年2月13日 午後1時00分	場 所	大和高田市収納対策室
		日 時	平成30年2月13日 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く)		
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	そ の 他	1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。			

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線 236)

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-2-1	見積価額	1,070,000	円
		公売保証金	110,000	円
(土地の表示)				

<p>公売財産の表示</p>	<p>所在 奈良県大和高田市甘田町 地番 662番17 地目 宅地 地積 46.82㎡</p> <p>(一棟の建物の表示) 所在 奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、662番地16、662番地17 構造 木造セメント瓦葺平屋建 床面積 141.66㎡</p> <p>(専有部分の建物の表示) 家屋番号 甘田町 662番14の4 種類 居宅 構造 木造セメント瓦葺平屋建 床面積 33.79㎡</p> <p>以上登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売物件 近鉄南大阪線 高田市駅から南へ約0.8kmの宅地。 ・当該物件は、中井ハウジング宅地建物取引業者に無償貸出中。 ・対象物件の家屋は長屋4軒の西の端。土地は4筆に分筆されているうちの一つ。 ・西側に敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側 ・物件について、居住用とするには修繕が必要と考えられる。 ・当該物件は、公道に接していない。
<p>利用状況・法的規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 第一種居住地域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200%
<p>その他公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。

公告第87号

<p>公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告</p>			
<p>平成29年11月29日</p>			
<p>大和高田市長 吉田 誠 克</p> <p>下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。</p>			
1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり	
2	公 売 の 方 法	入 札	
3	公 売 日 時	参加 申込	平成30年1月10日 午後1時00分から平成30年1月23日 午後11時00分まで
		入札	平成30年1月30日 午後1時00分から平成30年2月6日 午後1時00分まで

		開札	平成30年2月6日 午後1時30分		
4	公 売 場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び見積 価額	別紙附表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成30年1月10日 午後1時00分から平成30年1月23日 午後11時00分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成30年2月13日 午後1時00分	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成30年2月13日 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づ き滞納処分続行の停止があった場合を除く)		
9	買受人についての資 格その他要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	そ の 他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。 もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。</p> <p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p> <p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)</p>			

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-2-2	見積価額	3,195,000	円
		公売保証金	320,000	円
公売財産の表示		<p>(一棟の建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市大字市場 181番地1</p> <p>建物の名称 大和高田リバティ2番館</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺5階建</p> <p>床面積 1階 146.62㎡ 2階 379.82㎡ 3階 379.82㎡ 4階 379.82㎡ 5階 379.82㎡</p> <p>(敷地権の目的である土地の表示)</p> <p>土地の符号 1</p> <p>所在および地番 奈良県大和高田市大字市場 181番1</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 865.68㎡</p>		

	<p>(専有部分の建物の表示) 家屋番号 市場 181 番 1 の 205 建物の名 205 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 2階部分 57.65㎡</p> <p>(敷地権の表示) 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 922230分の34590</p> <p>以上 登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産管理人によると管理組合費などにH24年11月頃より未納があり、平成29年9月までの未払マンション管理料等として1,300,680円あり ・洋室2室、和室1室、風呂トイレ別の3LDK ・近鉄南大阪線 尺土駅より北へ約1.2km(徒歩約13分) ・5階建マンションの2階部分 ・エレベーター設置あり
<p>利用状況・法的規制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動産は前居住者のものが残されている。 ・水道：上水道は市営、下水については浄化槽設置 ・電気ガスは整備済み ・接道状況：北側にて幅員4.5mの市道(陵160号線)と接道 都市計画区域 市街化区域 建ぺい率 60% 容積率(指定) 200%
<p>その他公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未納管理費については買受人の負担となります。 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。

公告第88号

<p>公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告</p>			
<p>平成29年11月29日</p>			
<p>大和高田市長 吉田 誠 克</p>			
<p>下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。</p>			
1	公 売 財 産 の 内 容	別紙付表のとおり	
2	公 売 の 方 法	入 札	
3	公 売 日 時	参加 申込	平成30年1月10日 午後1時00分から平成30年1月23日 午後11時00分まで

		入札	平成30年1月30日 午後1時00分から平成30年2月6日 午後1時00分まで		
		開札	平成30年2月6日 午後1時30分		
4	公 売 場 所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	平成30年1月10日 午後1時00分から平成30年1月23日 午後11時00分まで			
7	売 却 決 定	日時	平成30年2月13日 午後1時00分	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	平成30年2月13日 午後2時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)		
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>5. 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction/koubai/index.html) でご覧いただけます。</p> <p>配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p> <p>※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。 大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線 236)</p>			

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-2-3	見積価額	2,852,000	円
		公売保証金	290,000	円
公売財産の表示	<p>(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 地番 142番5 地目 宅地 地積 58.07㎡ (主である建物の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5 家屋番号 142番5 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階34.76㎡ 2階31.27㎡ 以上登記簿による表示</p>			

公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 浮孔駅から西へ約0.6km、近鉄南大阪線 高田市駅より南東へ約1.7km(徒歩約20分) ・家屋内部の調査はしていないため、存置物があるかは不明。 ・今回の公売は、それぞれの共有土地所有権(持分2分の1ずつ)と建物を一緒に出品する形になります。
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種居住区域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m
その他公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売物件内の動産類の撤去、カギの受け渡し等は、所有者と協議してください。

公告第89号

大和高田市営住宅条例(平成9年条例第34号)第4条第1項の規定により市営住宅の入居者を公募するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃
礪野	礪野北町14番1-106号	3K	1	① 9,800 ② 11,300 ③ 12,900 ④ 14,600 ⑤ 16,700 ⑥ 19,300
礪野	礪野北町14番2-203号	3K	1	① 10,300 ② 11,900 ③ 13,600 ④ 15,300 ⑤ 17,500 ⑥ 20,200
礪野	礪野北町14番2-306号	3K	1	① 10,200 ② 11,700 ③ 13,400 ④ 15,100 ⑤ 17,300 ⑥ 20,000
サンライズ	材木町6番27-311号	3LDK	1	① 26,000 ② 30,000 ③ 34,400 ④ 38,800 ⑤ 44,300 ⑥ 51,100
サンシャイン	大字市場540番地1(303号室)	3LDK	1	① 26,500 ② 30,600 ③ 35,000 ④ 39,500 ⑤ 45,100 ⑥ 52,100
サンシャイン	大字市場540番地1(305号室)	3LDK	1	① 26,500 ② 30,600 ③ 35,000 ④ 39,500 ⑤ 45,100 ⑥ 52,100

備考

- 1 礪野団地については、すべて単身者(資格2-(2)のア~コに該当者)可です。
- 2 サンライズ団地及びサンシャイン団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料(月額2,000円)が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとする。
 - ア 一般世帯の場合は、所得に応じて、上記の表の①~④の4段階
 - イ 高齢者世帯又は障害者世帯(裁量階層世帯)の場合は、所得に応じて、上記の表の①~⑥の6段階

2 入居者資格

市営住宅を申し込むには、申込時に次の(1)から(6)までの条件の全てを具備していること。

- (1) 公募の日(平成30年1月12日)において、3か月以上大和高田市内に居住している者又は大和高田市内に勤務している者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。)があること。ただし、次のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。
 - ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者。
 - イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)
 - エ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度がウと同程度)
 - オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)
 - カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - キ 生活保護を受けている者
 - ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)
 - ケ ハンセン病療養所入所者等
 - コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - (イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。
 - ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - (ア) 次のいずれかに該当する者
 - ㊶ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)
 - ㊷ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級又は2級)
 - ㊸ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が㊶と同程度)
 - (イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)
 - (ウ) 次のいずれかに該当する者
 - ㊹ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
 - ㊺ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)
 - ㊻ ハンセン病療養所入所者等
 - イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合
 - ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成30年1月12日から同月26日まで(土、日を除く。)
- (2) 配布場所 大和高田市役所環境建設部営繕住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成30年1月12日から同月26日まで(土、日を除く。)
- (2) 受付場所 大和高田市役所環境建設部営繕住宅課

5 申込方法及び受付について

- (1) 市営住宅入居申込書に必要な事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。(郵送による申込みはできません。)
- (2) 申込みは、1世帯1住宅に限ります。
- (3) 申込書及び提出書類は、一切返却しません。
- (4) 市税等納付状況等調査同意書により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号(公開抽選番号)を付した通知書を送付します。(滞納等のある場合は、不受理文書を送付します。)

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次の日時及び場所で公開抽選を行います。(公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。)

- (1) 公開抽選の日時 平成30年2月2日 午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 3階東会議室

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、営繕住宅課から当選者に対して、必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、営繕住宅課で行いますので、指定された日に(1)で案内した書類を持参してください。
- (3) (2)で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) (3)の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び(2)で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰り上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰り上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格してはじめて、入居予定者となります。
- (7) (4)又は(5)において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者の公募を行います。

8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して入居手続通知書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日(鍵渡しの日)には、次の書類等が必要です。
 - ア 連帯保証人の住民票抄本、市町村税務関係課発行の直近の所得証明書及び印鑑登録証明書
 - イ 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
 - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、(1)の入居手続通知書で通知します。

(4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払い方法その他必要な事項については、入居手続き時に説明します。

教育委員会

教育委員会規則第3号

婦人学級開設に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成29年11月14日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

婦人学級開設に関する規則を廃止する規則

婦人学級開設に関する規則(昭和30年規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示第7号の2

大和高田市教育委員会公印規程(平成11年教育委員会規程第1号)第11条第1項の規定により電子公印を使用しますので、同規程第11条第8項の規定により告示します。

平成29年4月3日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

公印に関する事項

公印の名所	大和高田市教育委員会印(小)
ひな形番号	3
寸法	方20mm
使用開始年月日	平成29年4月3日
印影	大和高田市教育委員会印印影

使用する文書

担当課	学校教育課
文書の名称	就学通知書 転入学通知書 異動通知書

教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年11月7日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成29年11月14日(火)午後3時30分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 婦人学級開設に関する規則を廃止する規則(案)について

第2号 後援願について

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第30号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年10月16日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年10月17日(火) 午前8時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第2号の規定による抹消の取消処分について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第31号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年10月17日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年10月22日(日) 午前6時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙当日の有権者数について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第32号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年11月24日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年12月1日(金) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 在外選挙人名簿の登録について
第4号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について
第5号 その他

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年11月27日

大和高田市農業委員会
会長 今村 平治郎

日時 平成29年12月8日(金)午後3時

場所 市役所 3階 東会議室

議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

第5号 その他

公営企業

上下水道告示第16号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、平成29年11月6日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1 供用及び処理を開始する年月日

平成29年11月20日

2 供用及び処理を開始する区域

高田川第4処理分区 市場・磯野北町

高田川第5処理分区 春日町2丁目・東中1丁目・曾大根1丁目

高田川第6処理分区 東三倉堂・中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目
田井新町・甘田町

高田川第7処理分区 築山・有井

葛城第5処理分区 南陽町

曾我川第7処理分区 根成柿

3 供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

上下水道事業公告第42号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月14日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(土庫)
2 工事場所	大和高田市 土庫 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月9日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月15日(水)から平成29年11月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後</p>

	<p>1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年11月15日(水)から平成29年11月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月4日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年12月6日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年12月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市</p>

	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年12月12日(火) 午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥14,830,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第43号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月14日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	敷枝池田地内管渠工事(68)
2 工事場所	大和高田市 池田 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年3月16日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月15日(水)から平成29年11月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月22日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望</p>

の閲覧等	<p>者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年11月15日(水)から平成29年11月28日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月4日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成29年12月6日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年12月11日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年12月12日(火)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び</p>

	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥7,830,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第44号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年11月29日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	測量業務委託(大中・日之出東本町)
2 履行場所	大和高田市 大中・日之出東本町 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年3月30日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が

	<p>ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成29年11月30日(木)から平成29年12月6日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年12月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成29年11月30日(木)から平成29年12月6日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年12月13日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年12月14日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

	<p>(1) 期限 平成29年12月18日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年12月19日(火) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥1,740,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>